

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北杜市は、山梨県の北西部（長野県との県境）に位置し、八ヶ岳や南アルプスなど日本有数の山々に囲われており、国蝶オオムラサキの生息数、ミネラルウォーターの生産量、日照時間が日本一を誇る自然豊かな地域である。

本市の人口（出典：国勢調査）は、1980年以降は増加傾向にあったが、2010年に減少に転じ、2020年には44,053人となっている。年齢3区分別では、15歳未満の年少人口は、1980年の8,619人から2020年は4,257人と半減している。15歳～64歳の生産年齢人口は、1980年の28,303人から横ばいで推移してきたが、2010年に減少に転じ、2020年は22,112人まで減少している。一方、65歳以上の老年人口は、1980年は7,398人であったが、2020年は17,619人まで増加しており、全人口の40.0%を占めるまで高齢化が進展している。

近年では、首都圏から2時間圏内という立地環境に加え、美しい山々、清らかな水、恵まれた日照時間など国内屈指の自然環境を有している本市は、移住希望先として注目を浴びており、30代や40代の子育て世代を中心に移住者が増えている。しかし、全国的な傾向と同様に、若者世代の市外流出や低い出生率などを背景に、少子高齢化と人口減少が進んでいる。

産業別就業人口（出典：国勢調査）は、1980年の25,725人から概ね横ばいで推移してきたが、2010年から減少に転じ、2020年は21,374人となっている。第1次産業は1980年の10,284人（40.0%）から2020年には3,140人（14.7%）と7,144人減少している。第2次産業は6,718人（26.1%）から2020年には5,285人（24.7%）と1,433人減少している。第3次産業は8,711人（33.9%）から2020年には12,814人（60.0%）と4,103人増加しており、第3次産業就業者の増加が顕著である。

本市は、豊かな自然環境と恵まれた立地環境から、多様な産業が発展しており、基幹産業である農業は、個人営農から集落営農へ変遷し、近年では大規模な施設栽培を行う植物工場の進出が著しく、21社が操業している。製造業では、生産用機械器具、電気機械器具等を中心に世界に誇る技術を有したものづくり企業が多く立地しているほか、豊富な地下水や農産物等の地域資源を活用し、酒類、菓子、ミネラルウォーター等を製造する飲料・食料品製造企業が多いという特徴がある。

また、本市は首都圏から2時間圏内という立地環境にありながら、日本有数の美しい山岳景観、日本名水百選の「尾白川溪谷」、「三分一湧水」、「金峰山・瑞牆山源流」の清らかな水、標高1,000mを超える天空リゾート地等といった豊富な観光資源を有していることから、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業など観光関連の産業に従事する事業者が多い地域である。

本市の産業は、中小・零細規模の事業者によって支えられていることから、本市独自の中小企業者支援策である「海外販路開拓支援事業補助金」や「創業促進支援事業補助金」等の補助制度を創設し、地域の中小企業者等の競争力を高めるとともに、新たな産業を創出する事業に対し、支援策を講じてきたところである。しかし、少子高齢化の進展、地域産業の担い手や後継者の不足、働き方改革への対応という中小企業者等を取り巻く事業環境が厳しさを増していることが喫緊の課題となっている。

本市の産業を支える中小企業者等が、この厳しい事業環境を乗り越えるためには、円滑な事業承継の促進や、新たな設備投資による労働生産性の向上など、中小企業者の安定的な経営基盤の強化を図る施策を推進していくことが求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本地域の経済の発展を目指す。これを実現するための目標として、本計画期間内における先端設備等導入基本計画の認定目標を10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、製造業をはじめ、農業、サービス業など多岐にわたる産業が盛んな地域であるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、2004年に7町村が合併し、その後、2006年に1町と合併し、総面積602km²と山梨県で最も広い面積を有する市である。合併前の旧8町村において、多種多様な産業が発展してきた歴史的背景から、市内全域にわたり産業が分布している状況にあるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業をはじめ、農業、宿泊業、飲食サービス業、小売業など多様な業種の産業が盛んであることに加え、全産業の99%以上を中小企業者が占めており、これらの中小企業者により地域産業と地域雇用が支えられている状況にあ

るため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務の効率化、省エネの推進、海外市場を見据えた販路開拓など多様である。従って、本計画においては、労働生産性が3%以上に資すると見込まれる事業であれば、中小企業者が行う全て事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税及び市債務を滞納している者が行う事業は、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、公平な納税の義務に配慮する。